

令和2年9月3日

自治労大阪府職員労働組合
税務支部 北河内分会 分会長 様

北河内府税務事務所
西村 浩

職場環境整備等の要求に対する回答書

要 求 項 目	回 答 項 目
1 従来からの労使慣行を遵守し労働条件の変更にあたっては一方的な実施は行わないこと。	1 良さ労使関係については、尊重してまいります。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいります。
2 安全衛生委員会の強化、安全衛生情報の提供などにより健康管理体制の充実強化を図ること。	2 安全衛生委員会については、今年度から毎月開催することとしております。また、安全衛生情報の提供などについては、「安全衛生だより」の発行や救急講習会の開催を毎年行っており、健康管理講演会も併せ、今年度も引き続き行う予定です。今後とも安全衛生情報の提供、健康管理体制の充実・強化に努めてまいります。
3 税務手当については給与の調整額に移行すること。	3 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。
4 冷暖房・空調について (1) 冷暖房の運転期間については、日程にとらわれず、気温・湿度に 適した弾力的な運転を実行すること。 (2) 個別空調に改修すること。 (3) 空気の清浄性が保たれるように定期的な点検・整備を行うこと。 (4) 勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令 する際には冷暖房の運転を行うこと。	4 執務室等の空調については、毎年、冷暖房の運転を始める前に機械の点検、 清掃を行うなど、設備の保全・管理に万全を期しているところです。 (1) 冷暖房の運転については、弾力的な運用に留意してまいります。 (2) 個別空調については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。 (3) 空気の清浄性については、引き続き適切に点検・整備をしてまいります。 (4) 冷暖房運転については、執務室内の適温管理に努めているところであり、 今後とも状況に応じ、適切な運用に留意してまいります。

要 求 項 目	回 答 項 目
<p>5 職場の労働安全衛生の観点から執務室の保全・改善を行うこと。</p> <p>(1) 庁舎を新調すること。 できない場合は破損箇所が生じた場合は、速やかに改修工事等を行うこと。</p> <p>(2) 庁舎施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。</p> <p>(3) 今年についてはコロナ渦の集団感染が起きないよう執務室内の換気に努めること。</p>	<p>5 執務室の保全・改善については、その都度、必要な改修等行ってきたところですが、</p> <p>(1) 庁舎の新調については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。また、破損箇所が生じた場合は、その都度、税政課と連携して、必要な改修等行うよう努めてまいりたい。</p> <p>(2) 北河内府民センタービルは耐震基準を満たしているが、震災や火災等に対し、常に危機管理意識を持って施設の整備や点検を行っている。</p> <p>また、震災等災害時の避難誘導等については、マニュアルを作成・周知するとともに、避難訓練等を毎年実施するなど、引き続き点検整備に努めてまいりたい。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策のための執務室内の換気については、現在、庁内放送を行い、室内の換気を促しているところですが、引き続き、幹部会などあらゆる機会を通じ、集団感染が起きないよう注意喚起に努めてまいりたい。</p>
<p>6 職員の安全確保のため庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。</p>	<p>6 庁用自動車及び自転車については、これまでも点検・整備を行っているところですが、今後とも業務に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。</p>